

平成21年度第1回佐賀県後期高齢者医療広域連合運営懇話会会議概要

1 日 時：平成21年8月18日（火）16:00～17:47

2 場 所：佐賀市大和支所 第3会議室

3 出席者：倉田会長・古川委員・松永委員・横須賀委員・岡部委員
高島委員・島内委員・江口委員・太田委員

4 事務局：馬場事務局長・井邊副事務局長・川副業務課長

5 意見及び質疑応答要旨

（1）後期高齢者医療制度の施行状況について

【委 員】 医療費通知については、希望者のみに通知することにしてよい。効果が無いと考える。

【事務局】 国から、医療費通知を年3回以上行うよう通知がきており、それに従い対応しているのでご理解いただきたい。

【委 員】 医療費通知についても国から言われていることなので仕方ないとは思うが、正しい反論をしていただきたい。

【事務局】 後期高齢者医療広域連合の全国組織である、全国後期高齢者医療広域連合協議会が発足し、当広域連合の横尾広域連合長が会長に就任した。現場の声を、国に直接伝えやすい状況が出来ている。

【委 員】 県内の被保険者数の今後の見通しは。

【事務局】 毎年2,000人程度増えていくと見通している。

【委 員】 每年2,000人程度増えていくと、医療費通知も当然増えていくので、よく考えていただきたい。

【委 員】高額医療・高額介護合算制度についてだが、これは、本人が判断して申請に行かねばならないのか、それともお知らせをいただけるのか。

【事務局】該当される方には、勧奨通知を出す予定である。ただし、平成20年4月から平成21年7月までの間に保険の異動があった方、転入・転出された方は、勧奨通知の送付ができない場合があるので、お尋ねをいただきたい。

【委 員】保険料の軽減措置については、年限があるのか。

【事務局】本来、均等割額7割軽減に該当する方が、8・5割軽減になることと、制度加入前、被用者保険の被扶養者であった方が、均等割額9割軽減になることについては、平成21年度のみの特例措置である。年金収入80万円以下の方の均等割額が9割軽減される分については恒久的な軽減措置である。

(2) 納付に関する事項について

【委 員】健康診査についてだが、受診率が非常に低く感じるので、これを上げるためにどうすればよいか考えていくべきだ。

【事務局】受診率が下がったことの原因として、集団健診から個別健診に方法が変わったこと等が考えられるが、受診率上昇のため一生懸命取り組んでいきたい。

以上